平成２２年（フ）第６０９２号
大阪府東大阪市今米２丁目６番41号ディアコート207号
債務者　鵜川　香代
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０９６号
大阪府箕面市如意谷３丁目４番２―101号
債務者　江口　純生
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１１９号
大阪府東大阪市稲田新町１丁目20番７号　コスモマンション311号
債務者　中佐　　聡
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１３２号
大阪市住之江区御崎１―７―12―106、住民票上の住所大阪市住之江区南港中５丁目１番11―904号
債務者　山口　麻衣
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１７８号
大阪市平野区流町２丁目３番３号メゾンルノール306号室
債務者　木野　幸広
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２１１号
大阪府東大阪市西岩田１丁目３番４号　松山文化１階
債務者　岡田　英美
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２１２号
大阪府東大阪市西岩田１丁目３番４号　松山文化１階
債務者　岡田真由美こと　趙　眞由美
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３２０号
大阪府高槻市富田町４丁目15番23号
債務者　吉田　慶子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３５４号
大阪府摂津市鳥飼西４丁目５番12号
債務者　佐々木　悟
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４０１号
大阪府箕面市桜ケ丘５丁目６番17号
債務者　須川家蓮こと　**呂**　　家蓮
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４９８号
大阪府東大阪市大蓮南１丁目16―16　竹内マンション306号室、住民票上の住所兵庫県尼崎市東難波町３丁目19番26号
債務者　梅原　一揮
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５０５号
大阪府東大阪市近江堂１丁目５番２号
債務者　河野　未来（旧姓堂下）
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６８２号
大阪市東淀川区相川３丁目９番９号　レガート相川101号
債務者　角野　豊治
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６９４号
大阪市此花区春日出北２丁目10番11号
債務者　深山　正祥
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７２９号
大阪市東淀川区小松３丁目２番34号
債務者　藍原みゆき
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７６２号
大阪市生野区勝山北１丁目18番21号
債務者　樺島　育代
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７８０号
大阪府茨木市東奈良３丁目２番16号
債務者　坂本　正夫
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部